

▼ＩＮＤＥＸ▼

■【監査室 WEB 情報】
・「監査ニュース」　～教授ら３３０人、不正経理の疑い　業者に預け金７億円超　外６件～
・「大改革？劇的？ビフォーアフター」　監査報告のその後･･･　　－旅費編－
■【内部監査情報】
・情報セキュリティ監査からみる東北大学の実態！
・安全管理に関する監査の実施について　－東北大学は安全なのか？－
・標準会計監査について
・競争的資金の監査について
■【連載企画】
・「監査報告書アーカイブス」　－危機管理体制に関する監査報告書（H19）－
～災害は忘れたころにやってきた～
・「５分でわかる監査の豆知識　～これで監査も怖くない～　」
「内部監査　～内部監査はこう進められる～」
■【Audit Cafe】
記憶力は使わないと錆びるようです。～自己啓発研修を受けてみたら･･･～

監 査 室 WEB 情 報

・「監査ニュース」　教授ら３３０人、不正経理の疑い　業者に預け金７億円超　外６件

監査関係のニュースや日常の気になる話題など、皆様の役に立ちそうなネット上の情報を掲載しております。業務の合間など、息抜きの時にご覧ください。

【監査ニュース】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/tantou-HP/news/news-top.htm

・「大改革？劇的？ビフォーアフター」監査報告のその後･･･　　－旅費編－

皆様の中には、内部監査の主な目的は、「不正の発見や防止」と思われている方も多いと思います。しかし、内部監査が「不正の発見や防止」を主な目的としていたのは過去の話であって、近年における内部監査の目的は、むしろ業務が有効かつ効率的に遂行されているのかどうかをチェックすることに重点が移ってきています。

ここでは、業務改善を目的として本部事務機構に対し依頼した意見に対して、どのように業務が改善されたかをご紹介いたします。

今回は、旅費に関する報告です。

【ビフォーアフター】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/tantou-HP/before&after/b&a-top.htm

内 部 監 査 情 報

・情報セキュリティ監査から見る東北大学の実態！

情報セキュリティの実地監査は、６月１６日から７月５日までの日程で１０部局に対し監査を実施させていただき無事終了いたしました。受検部局の担当者の皆様には御礼申し上げます。
現在、監査調書の取りまとめ等を行っているところですが、先月の「おうでぃっとめーる」にも記載したとおり、全体的な傾向として下記のような状態となっているようです。

① 個人情報の保護に関して部局内で温度差がある。
② 個人情報保護規程の表現が分かりにくく、部局が対応しにくい状況となっている。
③ ネットワークに関するセキュリティに関しては、適宜対応していただいている。
④ モバイルパソコンやリムーバブルディスクの管理については、組織的な管理を行っていない部局が多い。



このような傾向は、今回監査した１０部局ほぼ全てにみられる傾向であり東北大学全体にもこのような傾向があると考えています。特に、モバイルパソコンやリムーバブルメディアの管理については管理する取り決め等も無い部局が多く原則個人任せになっており、今後も昨年と同様にパソコンやメディアの紛失、盗難が発生する可能性を秘めていると考えております。
今後は、受検部局の皆様や所掌部署の皆様の協力を基に監査報告書を作成し、皆様に対しましては１０月頃に公表する予定です。

【情報セキュリティ監査】の詳細は、コチラ↓
……
http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm
……

・安全管理に関する監査の実施について

４月に「安全衛生管理指針」という冊子が皆様に配布されておりますがご覧になられたでしょうか？この冊子は、東北大学で働くすべての職員が安全に働き、事故及び火災等の発生が未然に防止され日常的な健康が維持されるよう遵守すべき行動規範を示したものであり、また管理する立場にある者に対してはその任務を明確にしたものであります。
昨年度、東北大学において火災が数件発生し、また東日本大震災等の発生もあったことから、「安全衛生管理指針」及び関連する規程に基づき安全管理に関する実地監査を行うことにいたしております。
今後は業務を所掌している環境安全推進室様のご協力を得ながら監査の準備を進めてまいります。なお、実施時期については、１０月下旬から１１月にかけて実施する予定であり、受検部局数は１０部局を予定しております。

詳細につきましては、下記監査室ＷＥＢページをご覧ください。

【安全管理に関する監査】の詳細は、コチラ↓
……
http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm
……

・標準会計監査について

平成２３年度標準会計監査について、例年どおり書面監査及び実地監査を実施する予定としておりますが、時期等については多少ずれ込む可能性があります。これについては詳細が決まりましたらご連絡しますので、その際はよろしくお願い致します。
また、平成２２年度標準会計監査の内部監査報告書については、震災等の影響により９月頃の見込みとなっておりますのでご了承願います。

【標準会計監査】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm

・競争的資金の監査について

該当部局の皆様には既にお知らせしているとおり、９月より「競争的資金の監査」を実施することになりました。担当者の皆様には、ご協力をお願いいたします。

【競争的資金の監査】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm

連　載　企　画

「監査報告書アーカイブス」

― 危機管理体制に関する監査報告書（H19）―

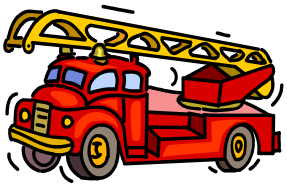
～災害は、忘れたころにやって来た～

今月から新たな企画が仲間入りです。その名も「監査報告書アーカイブス」。過去の監査を振り返り当時どのようなリスクを想定していたのか、実際の部局の状態はどうなっていたのかを監査報告書や当時の担当者の証言を基に再構成いたします。

第一回目の今回は、平成 19 年度に行われた「危機管理体制に関する監査報告書」です。

3 月 11 日東日本大震災が発生いたしました。当初想定していた宮城県沖地震をはるかに超える大災害でした。はたして、東北大学が定めた防災関連規定は有効に機能したのだろうか？

今から遡ること 3 年前、監査室は当時の東北大学の危機管理体制を監査いたしました。その監査報告書を基に、当時の危機管理体制はどのようになっていたのか、そして監査を基にどのような改革が行われたのかを検証します。



「危機管理体制に関する監査報告書」はこちら！

検証１（調査内容及び調査方法）

今回の監査は、以下のような内容の検証を行うため、調査書を各部局に送付し、調査書の回答並びに添付書類による書面監査によって実施しています。

① 危機管理方針及び危機管理計画の策定状況の検証
② 危機管理体制の整備状況の検証
③ リスクの洗い出しと評価の実施状況の検証
④ 危機管理のための教育・啓蒙活動の実施状況の検証
⑤ 危機発生時のための具体的な対策の取組状況の検証

検証２（東北大学の現状）

監査報告書の要点をまとめると東北大学の現状は以下のとおりになります。

① 危機管理方針並びに危機管理計画の策定については、半分弱の部局が実施していなかった。
② 危機管理を推進する組織がない部局も数部局存在した。規定に基づく防災担当者を定めていない部局が約半数あった。
③ リスクの洗い出しと評価の実施は約半数の部局でしか実施していなかった。
④ 防災教育及び防災訓練を実施していた部局は、２４部局中１０部局でしか実施していなかっ

た。
⑤　危機対応に向けての具体的対策のうち、水や食料等の備蓄を行っていない部局が多数あった。

検証３（改善要求）

監査結果に基づき該当部局等に対し、以下のような改善要求を行いました。
①　上記検証２で示した事項で実施していない部局に対して実施するよう要請した。
②　災害対策本部と事業場災害対策支部との連絡調整訓練を実施していなかったので、全学的な危機対応訓練の実施を要請した。
③　災害対策規程を見直し、全ての事業場災害対策支部の名称や組織及び担当業務を原則として共通化するとともに、各部局特有のリスクも含めてどのようなリスクに対しても対応できる一元的な全学危機対応システムを整える必要があり、そのための調査・検討を要請した。

検証４（最後に・・・）

当時の監査報告書を見る限り、東北大学における防災意識は高くはないように思われる。監査報告書の冒頭にも記載があったように、**「危機は発生しないかも知れないものという考えが支配的になれば、危機に備えることは無駄という意識が強くなり、逆に、危機は明日起きても不思議はないものという考えが支配的であれば、危機への備えも真剣なものとなる。」**まさしくそのとおりである。あの監査から３年。はたして我々の意識はどう変化し、そしてあの震災を経験することになったのだろうか？規程やマニュアルを作成しても、実際その規程等を運用するのは人間であり、それは防災訓練等の日頃の訓練を実施してこそ発揮できるものである。今後もこのような大震災が発生しないとは誰もいいきれない。もう一度皆さんに防災について考えていただけたら幸いである。

平成１９年度の内部監査において要請した事項が今回の大震災でどこまで有効だったかは、今後の検証を待つ必要がある。

⇒「監査報告書アーカイブス」は、偶数月に掲載されます。



「５分でわかる監査の豆知識　～これで監査も怖くない～　」

好評のうちに始まった（？）、その名も**「５分でわかる監査の豆知識」**です。
さて、第四回目は、**「内部監査**　～内部監査はこう進められる～」というお題で始めさせていただきます。

内部監査を実施する場合の手順は、内部監査実施規約に定められており、規程に基づいて実施しています。次の図は、本学における内部監査の実施プロセスを示したものです。

【基本計画書】：４月頃作成
監査室長は、年度初めに本年度に監査を実施する事項を記載した**「監査基本計画書」**を作成し、総長の承認を受けます。
→監査基本計画書を作成することにより、今年一年どのような監査を実施するかを、皆様にお知らせする重要な書類となります。

【実施計画書】：作成に１ケ月程度
監査室長は、具体的にどのように監査を実施するのかを検討し、監査基本計画書に記載した監査項目毎に**「監査実施計画書」**を作成して、理事（副学長）の確認を受けます。

【実施通知】：調整に２週間程度
監査室長は、あらかじめ監査対象部局の長に対して、内部監査の実施に関する事項を通知します。
→実施通知を行う際には、あらかじめ監査対象となる部局の都合を確認し、日程を調整した上で通知しますので、原則として抜き打ちで監査が行われることはありません。

【監査の実施】：実施に１ケ月程度
　内部監査は、監査実施計画書に基づいて実施され、実地、書面、調査などにより行われます。
→実地監査の実施は、監査の内容に応じて１日（概ね午前９時～午後４時まで）または半日の予定で行われるのが通常です。

【監査調書の作成】：作成に３週間程度
　監査担当者は、監査の終了後、すみやかに監査調書を作成し、監査室長の承認を受けます。
→各部局の監査状況が記載されてあります。この調書をもとに、所掌課等と協議をしたうえで、監査室長が指摘事項等を決めることになります。

【監査報告書】：作成に２週間程度
　監査室長は、監査調書等に基づいて、内部監査報告書を作成し、総長に報告します。その後、監査対象部局の長に回付します。
→内部監査報告書は、総長に報告する前に、監査対象部局に報告書（案）の内容を見てもらって、事実誤認や見解の相違等がないかどうか確認します。

【改善措置等の要求】
　監査室長は、必要がある場合には、該当する部局の事務（部）長等に改善措置等を要求し、どのような措置を講じたのか回答を提出してもらい、総長に報告します。
→総長が、特に重要な事項であると判断した場合には、該当する部局の長に対して改善命令を発します。

【改善措置等の実施状況の確認】
　監査室長は、該当部局の事務（部）長等から回答を受けた改善措置等について、実施状況の確認を行い、総長に報告します。

簡単に監査計画から監査の実施、報告までを図式化すると上記のとおりとなります。
一つの監査を実施するのに準備期間等を含めるとなんと数ヶ月もかかる計算になります。また、監査テーマによっては準備期間だけでも３ヶ月を要するものもあるのです。実は、内部監査には、かなりの手間と労力がかかっているのです。内部監査が年間に４項目しかできない理由がそこにあります。
今回は内部監査がどのような過程で実施されているかを、図式化して説明いたしましたが、少しはご理解していただけたでしょうか？
　さて次回は・・・

内部監査の対象部局となってしまった場合、一番気になるのは**「いったいどこを見られるのか？」**ということだと思います。そこで次回は、「実施計画書の作り方」を紹介いたします。この実施計画書といえば、内部監査を行う時に使われる具体的な監査内容が記載された重要な書類でまさに、**監査のバイブル**とも言える書類です。この、実施計画書の作り方をマスターしてしまえば、内部監査なんて怖くもなんともありません。ぜひ、あなたも実施計画書の作り方をマスターして、監査に臨んでみてください。そして実施計画書の作り方をマスターしたら個人調書の異動希望欄にそっと「監査室」と書いてみてください。お待ちしております！

Audit Cafe

毎月、担当者が「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「記憶力は使わないと錆びるようです」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

昨年、心理的に少々敷居の高い監査室に異動し、日々監査業務に追いつくべく過ごして

いましたが、落ち着いた頃にふと、そもそも監査の定義とはどういうものなのだろう？と思い始めました。実地から入った形になりましたので、実際の業務はこなしつつも何を目的として監査を行うか？どのような意識で監査に臨むべきなのか？といったことが気になり始めました。

ちょうどそのころ自己啓発研修開催の連絡があり、放送大学で内部監査の授業を取ることができたので、受講してみることにしました。最初は、後付けになるけれど理論を勉強しておこうか、程度の気持ちでしたが、なかなか面白く、自分が行っている業務に理論があてはまって行くという感覚を覚えました。恥ずかしながら会計監査人監査と監事監査の意義などもそこで勉強して初めてわかったような次第です。（なお、詳しく知りたい方は、是非おうでぃっとめーる６月号をご覧ください!!（記事作成者は別人です））

唯一の問題は、昨日最終テストがあったことです。暑くなかったのは救いですが、折角の日曜日に片平への出勤気分でした…。とりあえず解答欄は全て埋めてきましたが、単位をいただけるかどうかは…神様頼りです。

（監査室　Ｓ　）

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめ～る」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆アドレス変更・配信中止のお手続きは…
kansa@bureau.tohoku.ac.jp
◆その他、各種お問い合わせは...
【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室（８：３０～１７：１５）
０２２－２１７－４８７４（監査室長：金子）
０２２－２１７－５６８０（業務担当：佐藤、志賀野）
０２２－２１７－４８８０（財務担当：齋藤、小島、羽田）
【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@bureau.tohoku.ac.jp

Copyright(C) Audit Office,Tohoku University . All rights reserved.
本メールの無断転載を禁止します